

英國國民所得
 國民實力研究

p40



38

平均名

第七篇 英國

序論 英國ニ於ケル國民所得算定方法ノ特色

英國ノ國民所得算定ハ所得稅統計並賃銀統計ヲ基礎トスル所謂人的方法ニ依ルモノガ多イ。近時英國ニ於ケル國民所得ノ推計トシテ權威アルモノトセララル、スキャンズ、ホウレ、クラ、ク等ノ算出方法ハ何レモ人的方法ニ依リ又最近政府白書ヲ以テ公表セラレタ一九四〇年ノ國民所得額ノ計算モ亦人的方法ヲ基礎トシテキル。英國ニ於テモフラスク、スノ如ク生産額計資料ヲ基礎トスル所謂物的方法ヲ可トシ此方法ニヨリ國民所得ノ算定ヲ行ツテキルモノモアルガ、過去ノ推計例ニ徴シ又諸學者ノ所論ニ見ルモ英國ノ國民所得算定方法ノ特色ハ人的方法ノ發展ニアルト云フコトカ出來ル。之ハ英國正統派經濟學ガ古クヨリ所得ノ賃銀、地代、利子、利潤ニ分解シテ説ク經濟理論上ノ傳統ノ影響ニ因ルトコロモアラウカ、其總田ノ主要ナルモノハ同感ノ稅制カ所得中心主義ヲ採リ而テ其傳統方法ガ多ク源泉ニ於テ比例稅率ヲ以テ



39

スル關係上、税額ヲ基礎トシテ課税所得ヲ逆算スルコトガ比較的容易
 デアルトイフ技術上ノ事情ニ存スルト考ヘラレル。所得税統計ヲ利用
 スル人的方法ニハ脱税額ト免稅點以下ノ所得額ノ推計トイフ困難ナル
 問題ヲ伴フノデアルガ、英國ニ於テハ所得税ノ約五分ノ四ニ當ル部分
 ハ源泉課税ニ依ルカ又ハ他ノ満足ナル檢證方法ヲ有スルト謂ハレ脱税
 ニ伴フ調整ヲ要スル領域ハ比較的局限セラレ、又免稅點以下ノ所得ノ
 推計ニ付テモ賃銀統計ノ差違ニヨリ相當ノ確度ヲ期シ得ラレルノデア
 ツテ、例ヘバ蘇聯レニ依レバ英國ニ於テ人的方法ヲ用フレバ國民所
 得額ノ半バ以上ハ比較的完全ナ課税所得統計ニヨリ殘四分ノ一以上ハ
 賃銀統計ニヨリ推計シ得ルノデアツテ、比較的粗雜ナ見積リニ基キ推
 計スル部分ハ全體ノ六分ノ一ニ過キナイト謂フ。

國民所得算出上ノ人的方法、物的方法ノ相違ハ其算出ノ過程、利用資
 料ノ選擇、所得項目ノ配列等ニ存スルノデアツテ、其算出ノ對象タル
 國民所得ノ實體ニ付テノ理論的見解ヲ異ニスルモノデハナイ。一定期

40

簡ニ國民經濟内ニ於テ新シク生産セラレタ生産物ノ合計ハ賃銀、地代、
 利子、利潤等ノ個々ノ所得ノ合計ニ等シトイフ生産額ト所得トノ恒
 等的關係ノ存在、從ツテ年々ノ國民所得ノ算定ニ付テモ生産ト所得ノ
 兩面カラ之ヲ取扱ヒ得ルトイフコトハタラシク等ノ所論ニモ明ラカニ
 現ハレテキル。尙又實際ノ國民所得推計例ニ徴シテモ物的、人的の兩方法
 ニヨル結果ハ左ノ通りデアツテ其間ニ大ナル相違ヲ認メラレナイノデ
 アル。

一九〇七年

人的方法 (フローツクス)

一、九四〇五

百萬磅

一九二四年

人的方法 (スランプ及ボウレ)

三、七〇〇一、四二五〇〇

之ヲ要スルニ國民所得算定上ニ於ケル物的、人的の兩方法ノ優劣ハ理論的
 ニ決定シ難イノデアツテ其何レヲ採ルベキカハ各該ニ於ケル利用資料
 ノ狀況、推計ノ目的等ニ應ジテ決定マラルベキモノト考ヘラレル。
 以下タラシクニ依據シツツ主トシテスタンプ、ボウレニヨル人的方
 法大要ヲ述ベ次ニフラククスニヨル物的方法ヲ補足的ニ説明スルコトトス。

41

第一章 國民所得ノ範圍

國民所得算定方法ニ付説明ヲ加フルニ先手國民所得トシテ計上スベキ諸項目ノ範圍ニ關スル諸稅ヲ檢討シナケレバナラナイ。最近ノエゴノミストハ國民所得ノ概念ヲ次ノ如クニ分類シテキル。

(1) 國民所得純額

之ハ國民資本ノ維持補充ニ必要ナル分ヲ超過スル物財及勤勞ノ國民生産額デアル。而シテ之ハ評價方法ノ如何ニヨリニツニ分レル。

(A) 卸賣價格ヲ以テ評價セル國民所得純額

之ハ生産原價ヲナセルモノデアル。

(B) 市場價格ヲ以テ評價セル國民所得純額

之ハ生産原價ニソノ生産品が賣却サレル前ニ加フベキ間接稅ヲ加算セル價格ニヨル評價ヲナセルモノデアル。

(2) 國民所得總額

之ハ國民所得純額ニ減價償却額ヲ加算セルモノデアツテ、(1)ト同様

42

ニツニ分レル。

(A) 卸賣價格ヲ以テ評價セル國民所得總額

(B) 市場價格ヲ以テ評價セル國民所得總額

(8) 個人所得純額

國民所得純額ニ國債利子養老年金等ノ轉換所得ヲ加算セルモノデア
ル。

(4) 個人所得總額

個人所得純額ニ減價償却額ヲ加算セルモノデア
ル。

(5) 個人ノ消費可能ノ所得

個人所得純額ヨリ個人ノ直接税、純法人所得ヲ控除セルモノデア
ル。

(6) 利用シ得ベキ資産ノ總計

資本ノ補充ヲ延期スルノミナラズ既存資本ヲ所得的ニ使用シ得ルト
ノ意味ニ於テ國家ガ利用シ得ル資本同收額ヲ國民所得總額並轉換所得
ニ加算セルモノデアツテ、(A)ト同様ニツニ分レル。

43

(A) 卸賣價格ヲ以テ評價セル利用シ得ベキ資産ノ總計

(B) 市場價格ヲ以テ評價セル利用シ得ベキ資産ノ總計

此等國民所得ノ諸概念中何レヲ採ルヤハ算定目的ノ如何ニヨリ決マラ

レ。戰爭遂行ノ必要ニ基キ國家資力動員計畫ヲ樹立セントスル目的

ヨリ云ヘバ、(b)ノ利用シ得ベキ資産ノ總計ヲ採ル可キ事ニ付テハ多

言ヲ要シナイデアフウ。

然ラバ從來ノ英國ノ學者ノ所説ハ如何ナルモノデアルカト云フニ、

ウレハ推計ノ目的ニ從ツテ四種ノ國民所得概念ヲ説イテキル。

(1) 自由處分所得

之ハ一國內ニ於テ發生スル總所得ヨリ國外居住者ニ歸屬スル所得ヲ

控除シ海外投資收入ヲ加ヘタモノヲ換言スレバ一國內ニ於ケル個人

或ハ會社ニ歸屬スル總所得ヲ表ハシ自由ニ個人或ハ公共消費ニ充當

セラレ若クハ貯蓄ノ源泉タリ得ルモノデアル。

(2) 社會所得

44

(3) 課税可能所得

之ハ真ニ一國ノ物財並ニ勤勞ノ生産價値ヲ表ハスモノデ之ヲ算出ス
 ルタスニハ(1)ノ自由處分所得ヨリ國債利子並ニ恩給年金ノ如キ勤勞
 ヲ伴ハザル所得ヲ控除スルヲ要スル。國債利子及恩給年金ハ何レモ
 租税ノ内ヨリ支拂ハレ而モ納税者ノ所得計算ニ當リ納税額ハ控除セ
 ラレナイノデアルカラ之ハ明ラカニ二重計算デアツテ之等ノ所得ハ
 實ハ單ニ貨幣所得或ハ購買力ノ移轉ノ結果タルニ過ギナイ。若シ之
 ヲ國民所得中ニ加算スルトスレバ一國ニ於ケル物財並ニ勤勞ノ年間
 生産額ニ比シ國民所得ハ不當ニ多額トナリ、又課税ヲ大ナラシメ國
 債利子支拂額ヲ増加スレバスル程一國ハ益々富裕ニナルトイフ結果
 ヲ生ズル。

之ハ(1)ノ自由處分所得ヨリ更ニ廣イ概念テ一國內ニ發生スル所律ナ
 ル以上其歸屬者カ國外居住者テモ之ヲ包含シ且ツ海外投資收入ヲモ
 含ム。

45

(4) 個人所得

(1) 自由處分所得ヨリ法人ノ留保所得ヲ控除シタルモノデ之ハ個人直接税ノ徵税可能額ヲ推算シタリ或ハ富ノ分配ヲ論シ貯蓄目標ヲ考フル場合等ニ役立つ。

次ニ夕ラト夕ハ國民所得ヲ次ノ如ク定義シテキル。即チ「一定期間ニ於ケル國民所得トハ當該期間ニ於テ消費ニ充當シ得ルニ至リタル物財並ニ勤勞ノ貨幣價值（販賣時價ニヨリ計算）ニ、資本財ノ増加（新規資本財ニ對シ現實ニ支拂ハル、價格ニヨリ計算）ヲ加へ、現存資本財ノ減價ト、貯蓄ト去引キ最後ニ在庫品ノ純増加又ハ純減少（時價ニヨリ計算）ヲ加減セルモノヨリ成ル。國家並地方團體ニヨリ非營利的基礎ニ於テ供給セラル、勤勞（例之國防初等教育）ハ原價ニ於テ總計ニ算入スル。併シ此等ノ勤勞カ正場ニ於テ賣ラレル場合（例之郵便事業、市營電車等）ニハ徵收料金ニヨリ算入スル。」
右ニ掲ゲタボウレイト夕ラト夕ノ所説ニ夕ラト夕ノ定義ハ最モ妥善

46

ノ國民所得ヲ表明シタモノデ彼自身モイフ如ク惟ノ見地ヨリ之ヲ再調
 整擴大スルコトモ可能ナノデアルカ、少シクノ定義スル狹義ノ國民
 所得ハ他ノ據下マフレタル國民所得概念ニ於テモ其ノ中核ヲ構成スベ
 キモノデアルカラ以下ニ於テハ主トシテ之ニヨルコトトシ、右ノ定義
 ニヨル國民所得算定上ノ諸問題ニ付彼ノ見解ヲ述ベルコトトスル。

(1) 關稅及消費稅

國民所得ヨリ除外スル。其ノ理由ハ所得稅ヲ減シ消費稅ヲ増徴セシ
 ムル事ニヨリ政府カ國民所得ヲ増加セシムル如キ事ハ奇怪ナリト云
 フニ在ル。

(2) 減價償却費及修繕費

資本財ヲ現實ニ修繕並保存スル爲要スル費用、又ハ正當ナ算出基礎
 ニ於テ計算セラルル減價及廢棄ニ付キ當該年度ノ負擔ニ屬スベキ分
 ノミカ國民所得ヨリ控除セラレル。
 個人ノ使用スル自動車ノ維持費減價償却費ノ如キハ控除シナイ。蓋

49

シ此ノ如キ持續消費財ニ付キ之ヲ認めレバ消費トイフガ如キ觀念ガ
消滅スルニ到ルカラデアアル。但シ消費者資本ノ最大項目タル住宅ハ
資本財トシテ計算セラレ、從ツテ住宅ノ維持費ハ國民所得ヨリ除外
セラレル。但シ自動車デモ商業者ノ手持産業者ノ使用ニ墜スル場合
ハ資本財ニシテソノ維持並減價費ハ國民所得ヨリ控除セラレルコト
ハ當然デアアル。

(8) 有價證券ノ値上リ益

國民所得ニ算入シナイ。從ツテ値下リモ控除シナイ。

蓋シ有價證券ハ物財若ハ勤勞ヲ代表スルモノデナク單ニ將來ノ所得
ヲ要求スルニ過ギズ、且之ヲ算入スルトキハ株式取引所ニ於ケル相
場ノ上下ニヨツテ國民所得ノ金額ガ不當ニ影響サレルカラデアアル。

(9) 對價ノ支拂ナキ勤勞

主トシテ娯樂ヲ女子儂成ニヨリ提供セシル勤勞ヲ指スガ、近年
ニ於ケル英國ノ國民所得ノ増加ノ一亂カ對價ノ支拂ハル職業者ニ從

48

事スル婦人数ノ増加ハ怒ラク家庭經濟内ニ於テ提供セフル勤勞ノ減少ヲ伴フテアラウニ歸セラレベキコトニヨリ、之ヲ國民所得ニ算入スルカシナイカハ重大問題トナツテアル。或場合ニハ十四歳ヨリ六十五歳ノ間ノスベテノ婦女子ノ勤勞ノ見稱價格ヲ加ヘルコトガ通常デアルカモ知レヌ。

(5) 海外收支差額

海外投資ヨリノ利子收入（利権ヲ含ム）ヨリ英國ノ企業カラ海外投資家ニ支拂フベキ利子支拂ヲ控除シ、之ヲ國民所得ニ加算スベキデアル。一般ニ無視セラレル賠償金取債等々ノ政府收入ノバランスヲ考慮スルコトヲ忘レテハナラヌ。

(6)

企業者ノ負擔スル地方税、失業保險、健康保險ノ負擔金、寄附金此等ハ企業ニ對スル所得税算定ノ場合ニハ損金トシテ控除セノレルコトヲ認メフレアメルガ、之ハ國民所得算定ノ場合ニハ控除スベキデハナイ。